

○鹿島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

平成27年12月24日

条例第16号

改正 平成29年5月23日条例第10号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第10号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(平29条例10・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(市の責務)

第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用に係る事務)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務及び市長又は鹿島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 市長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則又は

規程の規定その他の市の機関の定めにより当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第10号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる情報照会機関が、同表の第3欄に掲げる情報提供機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合とする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則又は規程の規定その他の市の機関の定めにより当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(平29条例10・一部改正)

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

附 則 (平成29年条例第10号)

この条例は、平成29年5月30日から施行する。ただし、第2条中別表第1から別表第3までの改正規定は、公布の日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

(平29条例10・一部改正)

機関	事務
市長	鹿島市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(平成7年条例第10号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
市長	鹿島市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例(平成7年条例第11号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
教育委員会	鹿島市就学援助要綱(平成17年教委訓令甲第1号)による援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
教育委員会	鹿島市特別支援教育就学奨励費支給要綱(平成29年教委訓令甲第3号)による特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2 (第4条関係)

(平29条例10・一部改正)

機関	事務	特定個人情報
市長	鹿島市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの
市長	鹿島市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
教育委員会	鹿島市就学援助要綱による援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
教育委員会	鹿島市特別支援教育就学奨励費支給要綱による特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの

別表第3（第5条関係）

(平29条例10・一部改正)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
教育委員会	鹿島市就学援助要綱による援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	市長	地方税関係情報であって規則で定めるもの
教育委員会	鹿島市特別支援教育就学奨励費支給要綱による特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	市長	地方税関係情報であって規則で定めるもの

○鹿島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則

平成27年12月25日

規則第25号

改正 平成29年5月23日規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第16号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例別表の規則で定める事務)

第2条 条例別表第1の1の項の規則で定める事務は、鹿島市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成7年条例第10号）第5条に規定する受給資格の認定に係る申請及び審査に関する事務とする。

2 条例別表第2の1の項の規則で定める事務は、前項の認定に係る審査に関する事務とする。

第3条 条例別表第1の2の項の規則で定める事務は、鹿島市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例（平成7年条例第11号）第5条に規定する受給資格の登録に係る申請及び審査に関する事務とする。

2 条例別表第2の2の項の規則で定める事務は、前項の登録に係る審査に関する事務とする。

第4条 条例別表第1の3の項の規則で定める事務は、鹿島市就学援助要綱（平成17年教委訓令甲第1号）第4条に規定する申請及び同要綱第5条第1項の規定による資格の審査に関する事務とする。

2 条例別表第2の3の項及び別表第3の1の項の規則で定める事務は、前項の資格の審査に関する事務とする。

第5条 条例別表第1の4の項の規則で定める事務は、鹿島市特別支援教育就学奨励費支給要綱（平成29年教委訓令甲第3号）第5条に規定する申請及び同要綱第6条第1項の規定による支給認定に係る審査に関する事務とする。

2 条例別表第2の4の項及び別表第3の2の項の規則で定める事務は、前項の支給認定に係る審査に関する事務とする。

(平29規則16・一部改正)

(条例別表の規則で定める特定個人情報)

第6条 条例別表第2の1の項の規則で定める地方税関係の情報は、鹿島市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第4条第2項第3号アからエまでに掲げる者に係る市民税に関する情報とする。

第7条 条例別表第2の2の項の規則で定める地方税関係の情報は、鹿島市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例第3条に規定する助成対象者及び同条例第4条第2項に規定する者に係る市民税に関する情報とする。

第8条 条例別表第2の3の項及び別表第3の1の項の規則で定める地方税関係の情報は、就学援助を必要とする者及び当該者と同一世帯に属する者に係る市民税に関する情報とする。

第9条 条例別表第2の4の項及び別表第3の2の項の規則で定める地方税関係の情報は、特別支援教育就学奨励費の支給を受けようとする者及び当該者と同一世帯に属する者に係る市民税に関する情報とする。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成29年規則第16号）

この規則は、公布の日から施行する。